米国 1

世界をリードする米国

米国は史上最長の好景気を続け、「Digital Economy 間企業が主体となって進んでいる。 2000」において、ITによって生産性の倍増と低インフレを 実現し、高度で持続的な成長力・生産力を持つ新時代に突入 したことを宣言した。IT革命のけん引役である電気通信分野 では、世界最大の市場を抱え、電気通信事業者は激しい競争 を展開し、これに対応するためにAT&Tによるケーブルテ レビ事業者の買収、AOLによるタイムワーナー買収、マイ クロソフトによる通信事業者との提携等業態を超えた競争・ 提携・統合が進行している。

こうした中で米国政府は国際社会におけるIT分野でのイニ シアチブの確保を目指し、以下の戦略を展開している。

企画・立案・実施する上である程度の権限を与えられた専任 の最高情報責任者(CIO:Chief Information Officer)を 置き、その連絡組織としてCIO協議会が設置された。CIO協 議会が2000年9月に発表した2001 - 2002予算年度の戦 略計画は、連邦政府によるIT活用の改善を図るため、次の6 つの戦略目的

- (1) 全国民と政府の生産物・サービス・情報との連結
- (2) 互換性がある先進的な全政府規模のITイニシアチブ
- (3) 顧客がアクセスし信用できる安全かつ信頼性のある情 報インフラ
- (4) 目標達成に必要なIT技能と資源
- (5) より良い政府を達成するための官民両セクターの協同
- (6) 政府の事業・サービスの改善を可能にする投資経営の 政策・実践・ツール

を掲げるとともに、分野別に詳細な具体的目標とタイムテー ブルを設定している。

超高速ネットワークインフラの整備と競争政策

米国政府は、競争促進こそが超高速ネットワークインフラ の全国的な整備に必要なものであるとの確信のもと、主とし Infrastructure Assurance Office) を設立し、2000年1 て新規参入の促進と公正な競争環境の整備といった競争政策 に注力しており、実際のネットワークインフラの整備は、民

次世代超高速ネットワークインフラの研究開発は、主とし て次世代インターネットを意識したものとなっており、代表 的な計画としてIT2 (Information Technology for the 21st Century) がある。本計画は、1999年1月、 2000年度予算要求に併せ、情報通信分野の研究開発計画と して発表されたが、2001年度予算案において、IT²として 8億2,300万ドル(対前年比166%増)が計上され、IT分野の 研究開発予算額は23億1,500万ドル(対前年比35%増) に達している。

電子政府

1996年7月16日付大統領令により、各省庁にIT政策を 「Leadership for the New Millennium-Delivering on Digital Progress and Prosperity」の中で報告されている。 報告書では、2,700万ページの連邦政府ウェヴ・サイト を省庁別でなく事項別に検索できるポータル・サイトである 「FirstGov.gov」が2000年9月にスタートしたこと、政府 調達のオンライン化が大きく進展していること、政府サービ スの多くがオンラインで利用できるようになっていること、

20の連邦政府機関の40万人以上の職員についてのオンライ

ン・データベースが設置され、国民のアクセスが便利になっ

電子政府の進捗状況は、2001年1月に発表された

人材育成

たことなどが紹介されている。

2000年6月、人材投資法に基づき設置され、大統領及び 連邦議会により指名された委員により構成される21世紀人 材委員会がIT人材育成戦略に関する報告書を発表している。

委員会は、各界での意見聴取や調査結果を踏まえて、21 世紀のIT分野に対応した高度技術労働者を養成確保するた め、9つの提言をしている。

情報通信ネットワークの安全性及び信頼性

1998年5月に、重要インフラ保護部 (CIAO:Critical 月に情報システム保護のための国家計画を策定している。

2 欧州

IT推進に係る国家戦略eEurope2002の策定

EUにおいても、IT推進に係る国家戦略が策定され、電気 (4)ユニバーサル・サービス及び利用者の権利に関する指 通信規制枠組みの見直しや電子商取引にかかる法整備など情 令案 報通信政策が積極的に展開されている。

eEurope2002

EUは、欧州においてインターネットを取り入れるに当た 今後、(1)から(5)については、2001年末までに成立さ っての障害を克服し、新たな経済への移行を確定的なものとはせ、各加盟国において国内法の措置をとることが求められて するための条件を整備するため、2000年6月に「電子欧州 いる。 行動計画 ("eEurope2002") を決定した。

この計画によれば、EU各加盟国及び欧州委員会は、次の ローカル・ループのアンバンドリングに関する規則 3つの目標を2002年末までに達成するよう結束して対処す (i) EUは、2000年12月に「ローカル・ループのアンバ べきこととされている。

- (1)より安価で、より高速な、より安全なインターネット
- (2)欧州市民の技能及びアクセス向上に対する投資
- (3) インターネットの活用の奨励

電子商取引指令

EUは、2000年7月に「電子商取引指令」を公布した。 同指令は、サービスの移動の自由及び創設の自由というEU 単一市場の原則に基づき、「情報社会サービス」がEU全域で (ii)規則の主要点は次のとおりである。 提供されることを企図しており、主として以下の5つの事項 ア 支配的通信事業者に対し、公正で合理的かつ非差別的な について規定している。

- (1)「情報社会サービス」提供事業者の本拠地
- (2) 事業者の透明性確保義務
- (3)商業通信の透明性要件
- (4) 電子的契約の締結とその有効性
- (5) インターネット接続事業者の責任

国内法での移行措置をとるよう求めている。

EUによる電気通信規制枠組みの見直し

2000年7月12日、欧州委員会は、電子通信の新たな規 されている。 上あるEU法令を整理統合するものである。

提案された主な法令は、次のとおり。

- (1)枠組み指令案
- (2)認可指令案
- (3)アクセス及び相互接続指令案

- (5)通信サービスにおける個人データ保護指令案
- (6) ローカル・ループのアンバンドリングに関する規則

なお、(6)については、2000年12月に成立した。

ンドリングに関する規則」を公布・施行させた。

ローカル・ループのアンバンドリング化に関し、欧州委員 会は、既に2000年4月に勧告を採択していたが、これまで に幾つかの加盟国においては進展が見られたものの、勧告と いう非拘束的な手段ではEU全域にわたり十分に調和のとれ たローカル・ループのアンバンドル化を達成することが困難 であったことから、今回の規則の制定に至ったものである。

条件の下で、そのローカル・ループへの他の事業者によるア ンバンドル化されたアクセスを許容するよう求めること。

これは、支配的通信事業者自身及びその関連会社と同様の 条件で、競争事業者が支配的通信事業者のネットワークにア クセスできることを含む。

- イ 技術的に可能であればどのポイントにおいても、ローカ 同指令は、EU各加盟国に対し、2002年1月17日までに ル・ループへの物理的なアクセスが認められなければならな いこと。また、支配的通信事業者の建物内に新規事業者がそ の接続用設備を設置(コロケーション)するための規定もな
- 制の枠組みに関する提案を公表した。これは、既存の20以 ウ ローカル・ループへのオープンなアクセスに対する価格 は、コスト指向でなければならないこと。
 - エ 事業者は、価格、期間及び条件を含め、ローカル・ルー プへのアンバンドル化されたアクセスに関する約款 (Reference Offer)を公表しなければならないこと。

3 アジア

□による社会経済構造改革を推進

アジア諸国・地域においても、ITによる社会経済構造改革 を競って実施しており、電気通信市場の自由化や通信網の整 備計画等環境整備を集中的に進めようとしている。

中国

中国の電気通信市場の成長は著しく、1999年末に1億 840万だった固定電話の加入者数が、2000年末には1億 4,400万(普及率約11%)に、同じく4,329万だった移 動電話の加入者数が2000年末には8.526万(普及率約6%) に増加した。固定・移動電話ともに米国に次いで世界第2位 の加入者数である。

また、市場の改革、法整備等も進んでいる。中国電信の独 占体制を打破し、市場競争を促進するため、1999年3月に 中国電信の分割が決定され、2000年4月には固定、移動、 衛星、ページャーの4事業体への分割が完了した(このうち、 ページャーについては1999年6月に聯合通信に移管されて いる)。

1999年4月には、鉄道部、中国科学院、広播電影電視総 局及び上海市が出資して、中国網路通信有限公司(網通)が 設立された。網通はIP電話及びインターネットサービスを提 供している。

2000年9月には、電気通信分野の基本法ともいうべき 「電信条例」が制定された。同条例では、電気通信事業は「基 礎通信業務」と「付加価値通信業務」に分類され、前者につ いては49%までの外資が認められるとともに、後者につい ては外資制限に関する規定はない。これを受け、2000年 12月には、上海において、AT&Tが合弁会社を設立し、初 の外資参入が行われた。

さらに、2001年2月には、鉄道省が「鉄道通信集団公司」 を設立、市内網・長距離網をはじめとした幅広い電気通信業 務に参入した。

香港

香港の域内(香港内)固定通信については、従来は香港テ レコム (後のC&WHKT) の独占であったが、1995年から 新規参入したハチソン・コミュニケーションズ、ニューワー ンチャー企業であるパシフィック・センチュリー・サイバー

ルド・テレフォン及びニューT&Tの3社が参入し、2000 年1月には、香港ケーブルテレビも免許を獲得した。有線に よる域内固定通信は、これら5社による競争体制が2002年 末まで維持され、2003年1月から完全自由化される。 2000年1月には無線による域内固定通信の免許が5社に交 付され、有線の5社と合わせ、一層の競争導入が図られてい る。

域外(国際)通信については、当初2006年9月まで香港 テレコムインターナショナル(後のC&WHKTI)の独占が 認められていたが、1998年1月に自由化前倒しが決定、 1999年1月から事業ベース(回線設備はC&WHKTI)での 自由化が、また、2000年1月からは設備ベースについての 自由化が図られた(衛星利用の場合は完全自由化。海底ケー ブル利用の場合は、2003年1月まで、香港へのケーブル敷 設に直接投資する者にのみ免許交付し

香港は電気通信市場の自由化を促進する施策をとるととも に、電気通信の急速な発展に対応する免許手続の合理化のた め、2000年6月、「電気通信(修正)条例」を成立させた。 これに基づき、2001年4月から、これまで11あった免許 を「固定伝送者免許」「移動伝送者免許」「衛星基地伝送者免 許」の3つに整理した「キャリア・ライセンス制」が導入さ れた。放送の中継・伝送に係る免許についてもキャリア・ラ イセンス(固定)の対象とされているが、番組等のサービス 提供については、新放送条例(2000年7月発効)による 「テレビ番組サービス免許」が必要となる。

香港におけるIT戦略としては、1998年11月、「デジタル 21」が発表された。香港を21世紀における先導的なデジタ ル・シティとすることを目的としており、「大容量通信シス テム」「安全な電子商取引のための共通ソフトウェア・イン ターフェイス」「ITを活用できる人材」「創造性を刺激し、IT の進歩を歓迎する文化環境」の4つのイニシアチブを掲げて いる。

なお、2000年8月には、地元の新興インターネット・ベ

ワークス社(PCCW)によるC&WHKTの買収手続が終了 ーワークス (PCCW) が発足した。

韓国

等の研究開発を含む情報通信技術開発5か年計画(2000年 から2004年まで)を発表した。本計画では電気通信分野で の技術開発費として4兆1,400億ウォン(約4.074億円) から構成されており、シンガポールをダイナミックで活力の を投入するとしており、この技術開発の成果によって電気通 信関連輸出額は、1998年末の300億ドル(約3兆4.400 億円)から、2004年末までに1,000億ドル(約11兆5千 億円)に達すると予測している。

また、政府は1999年4月、「CYBER KOREA 21」を 情報の創出、蓄積、活用能力の先進化を行うもので、2002 る国家計画である。2000年1月には、その一部である「国 家情報化計画」を前倒しすることを発表した。本計画では、 2005年までほぼ全世帯がマルチメディア・データをいつで もどこでも送信できる国内高速インターネット・インフラの 建設に40兆ウォン(約3兆9.360億円)を投入するとして おり、当初2010年までの完了を予定していたが、近年のイ ンターネット需要の高まりに対応するため前倒しすることと したものである。

なお、2001年3月、政府は、韓国を世界IT生産基地とし て発展させるため、「IT基本法」を年内に制定すると発表し た。

シンガポール

シンガポール政府は、国土、人口の制約を踏まえ、高付加 価値産業への集積が不可欠であるとして1980年代より、他 実用化が行われており、MSCにおけるパイロットプロジェ 国に先駆けて政府主導によるIT施策に取り組んできた。この クトを起点として全国展開が期待されている。

結果、インターネットの普及率が人口の45%を占めるとと し、合併新会社であるパシフィック・センチュリー・サイバ もに道路料金システムのIT化を実現するなどアジアにおいて もっともIT化が進んだ国の一つとなっている。

2000年には、IT分野における2001年からの10年間の 韓国政府は1999年9月、次世代インターネットや光通信 国家計画であるICT21マスタープランを発表。同計画は主 に 通信の自由化を含む情報通信関連産業の振興(注) 企業のIT化、 生活のIT化、公共分野のIT化、 人材育成 ある世界的な情報通信の中心地とすること、そのためにネッ トエコノミーと情報通信社会を構築することを目標としてい

マレイシア

マレイシア政府は、多様な民族構成を踏まえ、従来から調 発表した。これは創造的地域基盤国家の建設を目標に、知識 和のとれた安定した複合国家構築のため人造りを重視した政 策を推進してきている。1991年発表の「ビジョン2020 年には世界で10位圏の情報化先進国になることを目標とす (2020年までに先進国入りを目指すという長期計画)」で は、科学技術立国という構想を国家開発の目標の一つに掲 げ、これに基づき、ITの推進を国家開発の重点分野として政 府主導によるIT施策に取り組んでいる。

> 1996年に首都クアラルンプル、新行政都市プトラジャ ヤ、新国際空港を含む地域を「マルチメディアスーパーコリ ドー(MSC)」として、IT産業の集積地とする国家プロジェ クトを発表。IT時代のテストベッドとして企業集積、フラッ グシップ・アプリケーションの開発・実用化など多彩なプロ ジェクトに取り組んでいるところである。

> また、MSC開発の推進母体であるマルチメディア開発公 社(MDC)を中心に公共分野におけるIT活用についてフラ ッグシップ・アプリケーションとして、「電子政府」、「多目 的カード」、「スマート・スクール」、「遠隔医療」等の開発・

(注)通信の自由化

シンガポール政府は、電気通信の自由化の時期を当初の2002年4月から2年早め、2000年4月より外資規制、免許数の制限を撤廃し た。この結果、従来シンガポールテレコムが独占していた固定通信市場を含め電気通信市場全体の競争促進が図られることが期待されて いる。

4 **グローバルアライアンス**

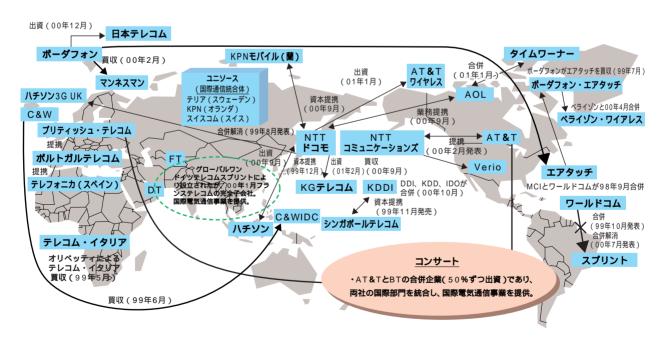
加速する業態の垣根を超えた再編

2000年の動きとして、ドイツテレコム(DT)、フランステレコム(FT)、スプリントにより設立された国際通信アライアンス「グローバルワン」は、DTとFTのパートナーシップの解消が表面化した。グローバルワンについてスプリントとDTが所有する全ての株式の買取りについてFTが合意し、2000年1月「グローバルワン」はFTの完全子会社となり、国際電気通信事業を提供している。

その他、国内の電気通信事業者の動きとしては、NTTド (ヴェリオ)社を買収した(図表)。 コモが、KPNモバイル、ハチソン3G UK、AT&Tワイヤ

レス、KGテレコムへの出資によりオランダ、イギリス、米国、台湾におけるIMT-2000及びモバイルマルチメディアサービスの早期展開を図ろうとしている。また、AOLとの提携により新たなインターネットサービスの共同開発を行っている。また、NTTコミュニケーションズが、米国・ヨーロッパ等のグローバル市場において、IP事業を展開するため、2000年9月、米国インターネット接続事業者のVerio(ヴェリオ)社を買収した(図表))

図表 グローバルアライアンスの進展(電気通信)



総務省資料より作成

一方、メディア業界においては、2000年には合併によ を買収してい、AOLタイムワーナーやヴィヴェンディ・ユニバーサル に有する (仏ヴィヴェンディと加シーグラムが合併)といった世界最 めている 大規模のメディア企業が設立される等、大規模な再編が続い 我が同ている。欧州においては、英ピアソン、独ベルテルスマン、 業者であるベルギーGBLにより欧州最大規模の放送事業者RTLグルー コンズの終プが登場し、米国においてはMTVやパラマウント映画等を にともなる保有するメディアグループ、バイアコムがテレビネットワー カイパースクCBS、UPNを買収したほか、米最大のケーブルテレビ事 (図表)。業者でもあるAT&Tがケーブルテレビ事業者メディアワン

を買収している。また、BskyB等の衛星放送事業者を傘下に有する豪ニューズ・コープは米DirecTVと合併交渉を進めているところである。

我が国においても、2000年9月にはケーブルテレビ事業者であるジュピターテレコムとタイタス・コミュニケーションズの統合、同年10月には、ディレクTVジャパンの終了にともなうスカイパーフェクト・コミュニケーションズ(スカイパーフェクTV!)との統合等、業界再編が進展している(図表)。

図表 グローバルアライアンスの進展(放送)

